

家屋等の解体申請の受付について

東日本大震災により被災した、避難指示解除準備区域または居住制限区域に立地している家屋等の解体申請は、本年度も引き続き受け付けています。
(帰還困難区域に立地している家屋等は、現時点では解体申請の対象外です)

解体申請をしてから実際の解体工事に着工するまでは相当な期間を要しますので、早めの解体申請をお願いします。

住居の解体を希望される場合は、浪江町が発行する「り災証明書」で「半壊」以上と判定されているものに限り、ます。「り災証明書」の発行については、浪江町役場町民税務課にお問い合わせください。

※東京電力株式会社との賠償の手続きが終了していない家屋等の解体申請を行う場合は、事前に東京電力株式会社にご相談いただくことをお勧めします。東京電力株式会社との賠償の手続き中の方もご申請ください。賠償の手続きが終了するまで、解体に着手することはありませんのでご安心ください。

<家屋等の解体に関するQ&A>



Q 家屋の解体の申込みをしているが、屋内にあるものは？

A 必要ないものは、そのまま解体時に処分します。必要な物は、解体工事が始まる前に各自で持ち出してください。



Q 申請した建物等以外のものを、追加で申請することはできる？

A 相談窓口にお問い合わせください。改めて必要書類をご提出いただく場合があります。



Q 住居以外の倉庫等のみを解体する場合、り災証明書は必要？

A り災証明書は不要です。



Q 家屋の解体を行うかどうか迷っているが、申請受付の期限はいつ？

A 現時点では未定ですが、申請の受付から解体の着手までにかかなりの時間を要します。解体のキャンセルは可能ですので、早めの申請をお勧めします。



Q 解体の時期は、申請者から指定することはできる？

A 特別の事情がある場合は、環境省福島環境再生事務所または浜通り北支所にお問い合わせください。

問 福島環境再生事務所
TEL.024(573)7547

問 浜通り北支所
TEL.0244(26)9912

家屋等解体申請の受付

(株)高島テクノロジーセンター
(環境省受託業者)

TEL.0120(603)016

二本松市北トロミ573番地
(浪江町役場二本松事務所敷地内特設建物)

受付時間：平日8時30分～16時30分

家屋解体のお問合せ

浪江町除染および災害廃棄物等に関する相談窓口

TEL.0120(505)043

浪江町大字幾世橋六反田7-2
(浪江町役場本庁舎1階南側)

受付時間：平日9時00分～17時00分